

お話をいたしたのですが、此等のお話を聞きますと、まずお願いしたいのはどんな道順でまわつてくれるのか、大体何時頃なのか、と言う事をはつきり住民に知らせておくべきではないかと考へます。

この点については祖参委員会では住民の細かい意見を十分聞き入れてこの問題を実施して一日早く住民の細かい意見を十分聞き入れてこの問題を実施して一日早く住民の点になる様に御要望申し上げます。

一十四番(磯村武夫) これは御参考までにお聞きいただきありがとうございます。そうして不満があつたのでは不味いと思ひまして、三日から始めまして、三日の日ですが、私も現場を見て廻つたのであります。確かに大久保議員さんのおつしやる通り監督する立場の者として、これを考慮に入れなければならぬ。これを利用しておられる町民の方にはやはり慣

れていない点で不満の点があるのではないかと思ひます。

何ヶ月も前からたまつていた柳などごみを捨てたり、中には、ちゅう芥だか雑芥だか見明けがつかないものをえつてくる柳などがおります。これは確かに理事者方が地元の町内会長あるいは衛生協力会長さんにお願ひ、なしまして、ちゅう芥と雑芥の区わけをし、まだ、そう言う点を考えますと徹底をしないと、言う事を私共も痛切に感じ、大改であります。

今後そうして、面々十分に考えまして、やつていきたいと思ひます。一十五番(山下幸三) 又今厚生委員長から詳しい御答弁がありました。が、尚一、二点お伺ひいたします。

このじん芥、ちゅう芥、容器の問題ですが、この問題につきまして、え、この質問の中で落して居りました。が、今度の追加更正予算と関連が強いので、これは勿論理事者側と共

関心をはうわなければならぬ問題と思ひますがこれは
確かコンクリート製の容器に札をつける様に家庭では
考へてある、コンクリート製では札は付けられない、こ
う内容は少なからず認識を深める様に理解できる様
な方法でやつてもらう、少くとも式所内、所内という
高いものを各家庭が用いなければならぬという事は私は
少しいき過ぎでないかと、少なくて衛生的な容器ならば
まにあはせ、それに赤い蓋を付けるべきではないかと、かように
考へる訳です、コンクリート製の物を売り出してゐるよう
ですがこの容器でないといけな、という様な深い印象を与
てゐるが、この案については担当委員会として理事者側として
充分な注意を払つてこれを施行する際又この実施にあつて
は理解出来る様な方法を用いてもらう、と言ふ事をお願い
申し上げる訳でございます。

二十四番(磯村武夫)

答番の案ですが担当委員会として承知してはこれ
にタッチしていません、しかし理事者の方でやつてゐることを聞
いて居りますので、私え知つてはおりますが、一応理事者の方で
町内会長、衛生協力会会長さん等の関係者にお話をしてあ
るそうですが、理事者の方かうお願ひ、いたします。

町長(瀬古清蔵)

又今、さう、と予算の審議、又ちゅう、じん、

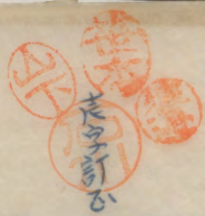
の処理に對しましての御意見なり御要望を賜つたのであり
ます、山下久保、面議員さんからの御説の通りであります
その内容に對しては私共え発促する前、色々と氣を
くばりまして出来る限り町民の感謝がいただける様な
事業に持つていき、ということが本質でありまして、数回
にわたりました町会長、並に衛生協力会長の会合をして
い、い、きまして、さう、と御協力をいただく上、に對しま
して充分な打合せが出来ております。

又今、山下議員の御指摘のじん芥の処理箱であります
がこれに勿論コンクリートで造ったヤチ百円という箱
でなくとも各家庭で廃物を利用して作られる事も
よいと思ひます。又小さな家庭ではリング箱でもよいと
思ふ、大いその処理に対して処理しやすい様に雨にか
けない様に蓋をかけてもらうといふ、そういう設備に
よつて処理をやつてゆきたいというふうな方針でこれはか
なり町会長さんを通じて徹底が出来てゐるわけであ
ります。がなんとしてでも充足したばかりでありますので
やつておる人夫又は事務当局の係員又我々としてい
そ／＼不なれな事もあるので考へておる通りには
できておりませんが、日を違うに従ひましておたがひが
なれてくると共に一般町民の方々が認識を深めていた
ゞく事によつて順次軌道にのつてくるというふうに御了

承願いたします。

先程御指摘のちゆう芥、じん芥の処理の問題も始めました
日から三日、五日は当然人夫も又住民も馴れない関係でち
いばぐになつた事もあります。が又十日も十五日もたつてゐる
様な品物が容器にいつぱいになつておるのは当然であ
ります。そういう方の処理にかなり苦勞したのですが
そうした面だけは一定処理が出来たのであります。

この数日は毎日不~~満足~~しないものが集まる様な状態になり
つゝある訳です。なんとしてでも慣れてまいりますので
色々とお御不満もあるでしょうし私の所にも投書が来て
おります。しかしながらそういう面をつぶさに考へ合
わせまして是非よりよき方向にもつてゆきたいと思ひます。
先程助役から各弁がございましたが今月いっぱいにはサービス
期間として無料で処理をする、本確的にいたしますのは



七月一日からを目標といたしております。

今月中は色々町民からの不満の矢が多々あると思ひますが、^{しばらく}御不便をいたゞけば本確的に軌道にのつてくると、私達は自信をもつております。どうぞ宜敷くお願いいたします。

一、三番(渡井明) 先程審議の段階において理事者に御質問したのです。が私の質問の要旨としては三十五年の当初予算の編成にあたり町長の説明によると、本年度の繰越金は四百七拾万円とそれによつて敷地を購入しようというふうなことでしかがそれ前に四百五十万の繰越金があり、今日更に幾百五十拾万と言ふことに繰越になりますと、合計いたしますと千七百七拾万円となります。こういうことはどこに缺陷があるか、この点について町長にお伺ひいたします。

尚諸支出金の中に渉外費の各町内防犯灯の補助金の項

東京都西多摩郡福生町役場

目があります。が本年度はこういうことで計上した。が来年度あたりからはよく研究して組むんだと言ふ答弁があつた。が本予算を作成する時に研究をなされたか。唯私の考ふる所によりますと、この渉外費については総務の関係に属すると言ふ関係で渉外費に組まれたのだと思ふ。その点、理事者にお伺ひいたします。

一、町長(瀬古清蔵) 只今渡井議員からの御指摘であります。が繰越金に

対しては裏の敷地を求め、この面の処理といたしましては三十五年の予算面の処理として五百万円の予算計上であり、三十五年中に地主との交渉が出来るような措置ができていたのですが、井上卓三氏の方から金でなく替地をほしいという線が、出まして、かなり替地をみつけるのに努力をいたしておるのですが、今だにまだ予定されませんでした。替地の交渉ができておりません。したがってこれに對しま

しての五百万円は今申し上げました様に三十五年度の予算に
ありますので保管して居ります。

同時に今御指摘の繰越金はこの五百万円をのぞきましての
繰越が今年度四百五十万円である訳です。

したがいましてまだ措置が出来ておりませんから保管してある
と云うことで御了承くださいと思ひます。

次に防犯灯の補助に対しては初めての事業でありまして今
後それに対しましての御指摘の面を考慮いたしまして十分
研究してやつてゆきたいと考へております。

一、三番(度井明) 現実にこういった書類に現われてくると四百五十万円、余
つた金は千七百五十万円、すでにその時数字がはつきりしていなけ
ればならないが千七百五十万円余っている中から裏の敷地ばかり
でなく、又四小の校舎の敷地を買ふたのではないかと云う様な
事を考へられた訳であります。

そのようなことをいふと綿密に調査研究をなされて繰越
金などのくらゐあるということをはつきりさせて私達に報
告を願えれば幸いです。あつたと言ふ事を御指摘する次で
であります。

また今の説明の中におもしろい事が出て来ましたが地主の
了解までに至っていないと言ふ事は替地の問題であると
思ふが、その金が保管されていると言ふ御答弁がありまし
たが、^年度内の予算の執行にあつては理事者の執行には何
んう御異議はありませんか。年度を越えて昭和三十五年
度の予算を執行すると言ふことはどのような関係があるかと
言ふ事を御説明願えれば幸いです。

一、町長(瀬吉清蔵) 又今の御指摘であります。昭和三十五年
度の予算内
のうちですでに庁舎の敷地の購入と言ふ事を議会にお認め
致しまして、いちおう五百万を三十五年度の予算の措置におきま



して処理が出来て居り但今申し^上げられた通り年度内に替
地がみつければ井上さんの御了承が得られ、ばすでに措置
がついていた訳であつたが替地の問題でそのような訳にい
かなくなつたが三十五年年度の繰越でなく三十五年年度の予算
内に於ての措置として処理するよう考へております。

一三番(渡井明) 庁舎敷地の買収ですが三十五年年度中には執行
できなかったと言ふことは又今つたようなことでわかり
ます。予算措置について当然これは繰越金として計上しな
ければならぬと思ふ。

この上一つ理事者の御答弁をお願いしたい。

一助役(篠崎俊夫) 七百万の繰越金があるのではないかという御意見ですが
確かにその通りであります。

當時五百万円だけで繰越金が三十五年年度に全然ないと言ふ
ことは私共も考へなかつたのでありますがある程度の繰越

金はあるであらうと、いうことは三月最終の三十五年年度の追加
予算の編成におきましては勿論解つておつたのであります
が出納閉鎖まで尚二ヶ月以上ありますので最下限間違
ないところとして五百万円を庁舎敷地の買収費に追加計
上いたしました訳でございす。私共の想像を上廻つた歳計
剰余金が出たと言ふことは事実でございまして

この又予算編成の技術をどうするか一面におきまして年度
の三月四月におきまして収入役の方の支金繰等の関係
をございすので、歳計剰余金をどの程度出せば収入役さんの方
もそうふ金を借りないで支金繰が出来るかということも出来
るだけ研究したと存じております。

それから五百万円を追加予算に組みまして保管してあると
言ふことは誠に申し訳ないのですが御指摘の面もありますので
今後は十分研究してやつていきたいと思ひます。

今回は御了承願いたしたいと思います。

一、三番(渡井明) 只今の町長、助役から御答弁で私は了解いたします。

一、三番(大久保郎) 只今三番議員の御質問に対して照和三十五年に組まれた五百万円と言う金額について三十五年は組まれた五百万円と言う金額について三十五年に処理すると言われておるのですが、すでに組入れ鎖定期をすぎたと思ひますが、これを理事者がこの五百七拾万円をどの様に決裁しているか伺います。

一、収役(大野忠二) 先程、保崎助役の方から申し上げました様に私の方としては五月三十一日が年度の組入れ鎖定期でありますので、そういった関係について三十一日現在で、切まで繰越七百万円、これは歳入増が五百七拾万円、それから歳出の方の予算残が五百七拾万円の合計七百万円の繰越となっております。歳出の五百七拾万円の残の中には庁舎の敷地の買収費を

落した歳出額になつておると言うのであります。

従つまして七百万円繰越が出る訳でございます。

これは現在私の方ではまだ証書類に付記してないが別途としては落して居りましてそれが正式に契約になつた場合には証書類を添付するという段階になつております。

一、議長(石川信義) これにて討論を終わります。

お諮りいたします。これより採決に入りたいと思ひますが、御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一、議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつてこれより採決いた

します。

議案ガ六十一号は原案通り決するに御異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり)

一、議長(石川信義) 御異議なしと認めます。よつて議案ガ六十一号は原

案通り可決いたしました

一議長(石川信義)

日程オ八に入る前に十分間休憩をといたします

午前十時三十五分

休憩

午前十時三十五分

開議

一議長(石川信義)

休憩前に引き続きまして会議を開きます

日程オ八

福生町税賦課徴収条例の一部改正について議案

オ六ヤニ号を議題といたします

一議長(石川信義)

理事者から提案理由の説明を求めます

二助役(篠崎俊夫)

議案オ六ヤニ号の福生町税賦課徴収条例の改正案

についてを御説明申し上げます

国税の減税に対応する所の地方税制を強化するために地方税法の一部が改正されます、一部の規程をのぞきましては去る五月一日から施行されたのでありますが本案はこの地方税法の規定に即応いたすものでありますして昭和三十一年度か

う適用される各種の町税に対して地方税法の定める所によりまして所用の改正をすると共に合わせて従来の規定について必要な整備をはかろうとするものであります尚昭和三十一年度からは国税である、所得税の税率改正が自動的に地方税におよ^{ばな}いようにいたしまするためにいいかえれば国税である所得税が減税されたからといって地方税である所の町民税も減税になると言うことでなく町民税の所得割の課税方式を改正することになつておるのでござい

いますがこの関係につきましては国の具体的な方針はきまつて居りませんので昭和三十一年度から実施することになつておりますのでその方の条例の改正は今回は御提案申し上げりませんで、その他の税金の関係につきまして条例改正案を今回御提案申し上げた次でござい

ますオ三十四条の改正でありますがこの場合は今回の地方税法の改

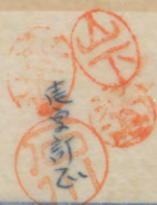
正によりまして市町民税に關する用語と個人の市町村民税の比課税の範圍が改められましたので、實質的にまづたく同じなのですが、六十五才の者を老年者と改め又未成年者老年者の比課税の範圍を前年中の所得は拾萬円以下であるものを拾五万円に引き上げようとするものでございまして、同前年中に所得のありました妻に對しましては従来の均等割の納税義務を負う夫と同居してある場合は均等割を課さなかつたのでありますが、今回は妻に均等割を課さない範圍を拡充いたしました、たとえ均等割の納税義務を負う夫と同居してゐない妻でありまして、こういう場合に生計を一つにしてしか、町内に住んでゐる場合には妻に對して均等割を課さないと言ふことに改めようとするものであります。

次のオニヤ七条の二の規定は地方税法の改訂による条例

東京都西多摩郡福生町役場

父權事項として新に法令にしようとする規定でありまして、現行条例では個々の町民税を申告させる權限しか町長に与えられてゐないので、この規定を行うことによつて、法人等の町民税の納税義務者にも必要な事項を町長は申告させる事が出来るようにとします。

次のオニヤ九条の二の改正は普通徴収によりまする個人の町民税を賦課後に変更又は決定する場合の關係規定の改正であります。従来は町長が町民に對して町民税申告書の提出を求めました時、それかう税務署に備へてある所得税更正決定書の閲覧によつて町民税額の変更もしくは不足額を認められた場合、この二つの場合に町民税の不足税額を追徴すること、相なつておるのでございますが、今回の地方税法の改正によりまして、従来の規定を改めまして更に税務署に町民が提出いたしました所得税の修正確定申告書、それか



う修正認定申告書を役場の税務職員が税務署で閲覧して町民税額の変更もしくは不足額を認め、時に町民税の所得税額を町長が認定するように規定を合理的に改めようとするものであります。

次にオ四十一条については四十一条に新しくオ四項の規定を設けるのでありますが、この規定も地方税法の条例規定であります。これは例を上げますと、給与所得者が甲の会社をやめて特別徴収にようなつて普通徴収で町民税を納付している場合、この改正^によつて新うしい勤務先である乙会社を通じて従来の甲の会社と同じ様に特別徴収方法で町民税が納付出来る様に改めようとするものであります。

尚次の四十一条のオ二項の改正規定は今申し上げました様な町民税の特別徴収義務者は、当然新しい勤務

先である乙の会社の給与者が特別徴収義務者であるということにしようとするものであります。

次のオ四十四条、オ四十五条の改正は地方税法の改正に即応いたしまして申告納付する日に法人等の町民税を申告しなかつた場合、又は所得税額がこうした場合における税金の納付に関する手続きをし、それからオ五十一条の二とオ六十二条の二それから次のオ六十九条のオ三項の改正規定は特に重要な改正の意味はございせんか、唯合理的に規定の整理を行うものでございしますが、最後の六十九条に関連する地方税法の改正といたしましては昭和三十六年度からは従来非課税でありました三公社、国鉄、専売、電々公社、この三つの公社の経営状態に對しましては軽自動車税を昭和三十六年度からはかけることが出来るという地方税法の改訂であります。次のオ七十一条の規定はこれは軽自動車税の均衡をはかるために